

## 平成 23 年度県外利用客バス支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第 1 条 松山空港利用促進協議会(以下「協議会」という。)は、愛媛県外において松山空港国際定期便の利用を促進するため、松山空港国際定期便を利用した旅行を主催する事業者が県外から松山空港までの送客に使用する貸切バス等の借上げに要する経費に対し、協議会が予算の範囲内で助成金を交付する。

### (助成対象者)

第 2 条 助成金の交付対象は、愛媛県外において松山空港国際定期便を利用した旅行を主催し、有料で借上げた貸切バス等を使用して松山空港に送客する事業者とする。ただし、10人以上が参加する旅行とする。

2 前項の旅行が、国又は地方公共団体から支給される旅費による者は対象外とする。

### (助成対象経費及び助成金の額)

第 3 条 助成対象経費は、愛媛県外から松山空港までの送客に使用する貸切バス等の借上げに要する経費とする。

2 助成金の額は、次の区分によることとする。ただし、次の金額は、松山空港国際定期便の往復で貸切バス等を使用した場合の金額とし、片道のみを利用した場合は、次の金額の2分の1とする。

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| (1) 1台の送客人数が10人以上20人未満の場合 | 4万円を限度 |
| (2) 1台の送客人数が20人以上30人未満の場合 | 6万円を限度 |
| (3) 1台の送客人数が30人以上         | 8万円を限度 |

3 前項の送客人数は、国又は地方公共団体から支給される旅費により旅行する者を除くものとする。

### (助成金の交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書(様式第1号)を原則として送客する日の14日前までに、協議会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

2 前条第2項の(3)の場合において、貸切バス等が2台以上必要となった場合には、前項の交付申請書に理由書を添えて、会長に提出するものとする。

### (助成金の交付決定)

第 5 条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により、事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は変更)

第6条 事業者は、やむを得ぬ事情により事業を中止し、又は変更するときは、速やかに中止(変更)届出書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 事業者は、事業が完了後、速やかに実績報告書兼交付請求書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第8条 会長は、前条の実績報告書兼交付請求書を受理した場合は、これを審査し、事業の実施が確認されたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を事業者へ通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 会長は、事業者がこの要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付した助成金の返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 4 条関係 )

平成 23 年度県外利用客バス支援事業助成金交付申請書

平成 年 月 日

松山空港利用促進協議会  
会長 中村 時広 様

所在地  
事業者名  
代表者  
印

平成 23 年度県外利用客バス支援事業の助成金の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

助成金交付申請額	金 円
送客年月日	(往) 年 月 日 (復) 年 月 日
利用する航空会社及び便名 (該当会社に 印をし、便名を記入)	アジアナ航空 (往) 便 (復) 便 中国東方航空 (往) 便 (復) 便
県外の基点及び送客予定人数	県 (市・町・村) 人
ツアーの主な行き先	
使用する貸切バス等の台数 (該当に 印をし、台数を記入)	[大型バス・中型バス・ジャンボタクシー・ その他 ( ) ] 台
送客に使用するバス会社等の名称	

( 添付書類 )

- ・ ツアー募集に使用したパンフレット又は旅行行程表

様式第 2 号 ( 第 5 条関係 )

空港利用促進協第 号  
平成 年 月 日

( 事業者名 ) 様

松山空港利用促進協議会  
会長 中村 時広

平成 23 年度県外利用客バス支援事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成 23 年度県外利用客バス支援事業助成金については、平成 23 年度県外利用客バス支援事業助成金交付要綱第 5 条の規定により交付することに決定したので通知します。

記

助 成 金 の 額	金	円
-----------	---	---

( 月 日送客分 )

様式第3号（第6条関係）

平成23年度県外利用客バス支援事業事業中止（変更）届出書

平成 年 月 日

松山空港利用促進協議会  
会長 中村 時広 様

所在地  
事業者名  
代表者 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成23年度県外利用客バス支援事業を次のとおり中止（変更）したいので、平成23年度県外利用客バス支援事業助成金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

1 中止（変更）の理由

様式第 4 号 ( 第 7 条関係 )

平成 23 年度県外利用客バス支援事業助成金実績報告書兼交付請求書

平成 年 月 日

松山空港利用促進協議会  
会長 中村 時広 様

所在地  
事業者名  
代表者 印

平成 年 月 日付け空港利用促進協第 号で交付決定のあった平成 23 年度県外利用客バス支援事業が完了したので、次のとおり報告するとともに、助成金を交付されるよう請求します。

記

助成金請求額	金 円
送客年月日	(往) 年 月 日 (復) 年 月 日
利用した航空会社及び便名 (該当会社に 印をし、便名を記入)	アジアナ航空 (往) 便 (復) 便 中国東方航空 (往) 便 (復) 便
県外の基点及び送客人数	県 (市・町・村) 人
ツアーの主な行き先	
使用する貸切バス等の台数 (該当に 印をし、台数を記入)	[大型バス・中型バス・ジャンボタクシー・ その他 ( ) ] 台
送客に使用するバス会社等の名称	

( 助成金振込先 )

口座名義 \_\_\_\_\_  
金融機関及び支店名 \_\_\_\_\_  
口座種別及び口座番号 ( 普通・当座 ) No. \_\_\_\_\_

( 添付書類 )

送客した搭乗者の名簿。ただし、搭乗者の住所の記載があること。  
送客に使用するバス会社等からの請求書の写し。ただし、送客の年月日、始発地及び目的地の記載があること。